

報告第 1

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 7 月 23 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

別紙

専 決 処 分 書

事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 8 日

白岡市長 藤井 栄一郎

- 1 事故発生日時 令和 8 年 5 月 6 日（水）午前 6 時 30 分頃
- 2 事故発生場所 白岡市実ヶ谷 152 番地 2 付近
- 3 相手方 さいたま市岩槻区 [REDACTED]
[REDACTED]
- 4 事故の概要 [REDACTED]氏が市道 2-25 号線を走行中、道路上のポットホールにタイヤが落下し、ホイールが破損したものである。
- 5 損害賠償額 305,100 円